

町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年(2015年) 2 月 2 6 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

町田市道路占用料徴収条例（昭和50年4月町田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条に規定するものを除く。）及び」を削る。

第4条第1項中「若しくは」を「又は」に、「し、又は同法第21条の規定により協議が成立した」を「した」に、「当該許可又は当該協議」を「当該許可」に、「し、又は当該協議が成立した」を「した」に改め、「又は占用の協議が成立した日」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,480
	第2種電柱		2,280
	第3種電柱		3,070
	第1種電話柱		1,320
	第2種電話柱		2,120
	第3種電話柱		2,910
	その他の柱類		130
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下電線その他地下に設ける線類	7	

	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,290
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	790
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,580
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	8,800
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,650
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	55
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		79
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		110
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		150
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		230
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		310
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		550

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			790
	外径が1メートル以上のもの			1,590
法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	2,240
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,320
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			4,950
	地下に設ける通路			2,970
	その他のもの			2,240
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日
商品置場その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	8,800	
道路法施行令（昭	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき1年	8,800

和 2 7 年	標識		1 本につき 1 年	2, 1 2 0
政令第 4 7 9 号。 以下「令」 という。） 第 7 条第 1 号に掲 げる物件	旗ざお及 び幕	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	占用面積 1 平方メ ートル又は 1 本に つき 1 日	8 8
		その他のもの	占用面積 1 平方メ ートル又は 1 本に つき 1 年	8, 8 0 0
	アーチ式 工作物	車道を横断する もの	1 基につき 1 年	8 8, 0 0 0
		その他のもの		4 4, 0 0 0
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	2, 0 0 0
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び 同条第 5 号に掲げる工事用材料の置場			占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	8, 8 0 0
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び 同条第 7 号に掲げる仮設収容施設			占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	2, 6 5 0
令第 7 条 第 8 号及 び第 1 3 号に掲げ る施設	上空、トン ネルの上 又は高架 下に設け るもの	階数が 1 のもの	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	A に 0 . 0 0 6 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0 . 0 0 8 を乗じて得た額
		階数が 3 のもの		A に 0 . 0 1 1 を乗じて得た額
		階数が 4 以上の		A に 0 . 0 1 2

		もの		を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024 を乗じて得た額
令第7条 第9号に 掲げる施 設並びに 同条第1 0号に掲 げる施設 及び自動 車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008 を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011 を乗じて得た額
		階数が4以上の もの		Aに0.012 を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.006 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.024 を乗じて得た額

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

町田市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、次の各号に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により占用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第4条 占用料は、占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占有することができる期間(当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に係る分を、占有許可をした日(電線共同溝に係る占用料にあつては、同法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした日(当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から1月以内に納入通知書により徴収する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、次の各号に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により占用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) <u>法第35条に規定する事業(道路法施行令(昭和27年政令第479号)第19条に規定するものを除く。)</u>及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第4条 占用料は、占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に係る分を、占有許可をした日又は<u>占用の協議が成立した日</u>(電線共同溝に係る占用料にあつては、同法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から1月以内に納入通知書により徴収する。</p> <p>2・3 略</p>

町田市道路占用料徴収条例新旧対照表（改正後）

別表（第2条関係）

道路占用料金表

占有物件		単位	占有料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,480</u>
	第2種電柱		<u>2,280</u>
	第3種電柱		<u>3,070</u>
	第1種電話柱		<u>1,320</u>
	第2種電話柱		<u>2,120</u>
	第3種電話柱		<u>2,910</u>
	その他の柱類		<u>130</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>13</u>
	地下電線その他地下に設ける線類		<u>7</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,290</u>
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>790</u>
	変圧搭その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,580
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	8,800
その他のもの	占有面積1平方メ	<u>2,650</u>	

町田市道路占用料徴収条例新旧対照表（改正後）

			メートルにつき1年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>55</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>79</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>110</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>150</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>230</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>310</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>550</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>790</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>1,590</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	2,240	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,320</u>	
法第32	地下街及	階数が1のもの	占有面積1平方メ	Aに0.004を

町田市道路占用料徴収条例新旧対照表（改正後）

条第1項 第5号に 掲げる施 設	び地下室		一トルにつき1年	乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を 乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を 乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>4,950</u>
	地下に設ける通路			<u>2,970</u>
	その他のもの			2,240
法第32 条第1項 第6号に 掲げる施 設	祭礼、縁日等に際し、一時的に 設けるもの		占用面積1平方メ ートルにつき1日	88
	商品置場その他これに類する もの		占用面積1平方メ ートルにつき1年	8,800
道路法施 行令（昭 和27年 政令第4 79号。 以下「令」 という。） 第7条第 1号に掲 げる物件	看板（アーチ式であるものを除 く。）		表示面積1平方メ ートルにつき1年	8,800
	標識		1本につき1年	<u>2,120</u>
	旗ざお及 び幕	祭礼、縁日等に際 し、一時的に設け るもの	占用面積1平方メ ートル又は1本に つき1日	88
		その他のもの	占用面積1平方メ ートル又は1本に つき1年	8,800
	アーチ式	車道を横断するも	1基につき1年	88,000

町田市道路占用料徴収条例新旧対照表（改正後）

	工作物	の		
		その他のもの		44,000
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	2,000
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場			占有面積1平方メートルにつき1年	8,800
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			占有面積1平方メートルにつき1年	2,650
令第7条第8号及び第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第1	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を

町田市道路占用料徴収条例新旧対照表（改正後）

0号に掲げる施設及び自動車駐車場			乗じて得た額
		階数が4以上のもの	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額

備考 略

町田市道路占用料徴収条例新旧対照表（改正前）

別表

道路占用料金表

占有物件		単位	占有料（円）
法第32 条第1項 第1号に 掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき__1年	<u>1,800</u>
	第2種電柱		<u>2,880</u>
	第3種電柱		<u>3,960</u>
	第1種電話柱		<u>1,480</u>
	第2種電話柱		<u>2,400</u>
	第3種電話柱		<u>3,360</u>
	その他の柱類		<u>140</u>
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルに つき__1年	<u>19</u>
	地下電線その他地下に設ける 線類		<u>9</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき__1年	<u>1,400</u>
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メ ートルにつき__1 年	<u>960</u>
変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき__1年	2,580	
広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき__1	8,800	

町田市道路占用料徴収条例新旧対照表（改正前）

		年	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき__1年	<u>2,730</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき__1年	<u>93</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>140</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>180</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>260</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>340</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>650</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>930</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>1,860</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき__1年	2,240	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき__1年	<u>1,980</u>	

町田市道路占用料徴収条例新旧対照表（改正前）

			一トルにつき__1 年	
法第32 条第1項 第5号に 掲げる施 設	地下街及 び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メ 一トルにつき__1 年	Aに0.004を 乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を 乗じて得た額
		階数が3以上のも の		Aに0.008を 乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>5,800</u>
	地下に設ける通路			<u>3,530</u>
その他のもの		2,240		
法第32 条第1項 第6号に 掲げる施 設	祭礼、縁日等に際し、一時的に 設けるもの		占用面積1平方メ 一トルにつき__1 日	88
	商品置場その他これに類する もの		占用面積1平方メ 一トルにつき__1 年	8,800
道路法施 行令（以 下「令」 という。） 第7条第 1号に掲	看板（アーチ式であるものを除 く。）		表示面積1平方メ 一トルにつき__1 年	8,800
	標識		1本につき__1年	<u>2,200</u>
	旗ざお及 び幕	祭礼、縁日等に際 し、一時的に設け	占用面積1平方メ 一トル又は1本に	88

町田市道路占用料徴収条例新旧対照表（改正前）

掲げる物件		るもの	つき__1日	
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき__1年	8,800
	アーチ式 工作物	車道を横断するもの	1基につき__1年	88,000
		その他のもの		44,000
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び 同条第5号に掲げる工事用材料置場			占用面積1平方メートルにつき__1年	8,800
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び 同条第7号に掲げる仮設収容施設			占用面積1平方メートルにつき__1年	<u>2,730</u>
令第7条 第8号及 び第13 号に掲げ る施設	上空、トン ネルの上 又は高架 下に設け るもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき__1年	Aに0.006を 乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を 乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を 乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を 乗じて得た額		

町田市道路占用料徴収条例新旧対照表（改正前）

令第7条 第9号に 掲げる施 設並びに 同条第1 0号に掲 げる施設 及び自動 車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メ ートルにつき__1 年	Aに0.006を 乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を 乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を 乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.006を 乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具			占用面積1平方メ ートルにつき__1 年	Aに0.024を 乗じて得た額

備考 略